

7. 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 鹿児島県は、川内オフサイトセンターや、薩摩川内市のほか、PAZ内の薩摩川内市西部消防署や放射線防護施設にて、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、薩摩川内市の職員や消防職員、バス会社等の運転者等が放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを配布。



タイベックスーツ



個人線量計

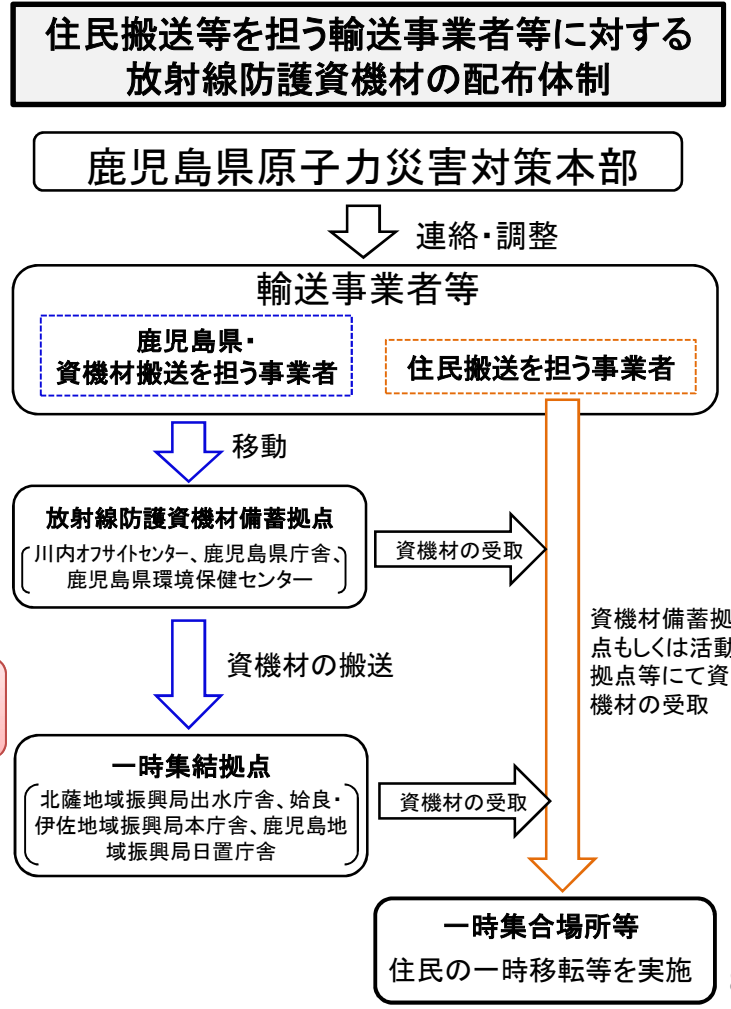


サーベイメータ

備蓄拠点	対象施設数
○ 川内オフサイトセンター	1
● 薩摩川内市	1
● 薩摩川内市西部消防署	1
○ 放射線防護施設	7
合計	10

UPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、緊急時に設置する一時集結拠点で放射線防護資機材を配布。(UPZ内の輸送事業者等には個別配布)
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定※(平成26年10月10日)

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

- 緊急時に備え、関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、鹿児島県が調整を行い、県内の全市町や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。
- 放射線防護施設においては、1,122名が生活できる食料及び生活物資等4日分を備蓄。

県及び関係市町の生活物資の備蓄状況

平成30年3月末現在

	アルファ米等(食)	飲料水(リットル)	毛布(枚)	簡易トイレ(基) 〈括弧内は携帯型〉	非常用燃料(個)
鹿児島県	24,000	8,000	1,500	— 〈8,000〉	—
鹿児島市	112,900	141,888	37,600	874 〈—〉	1,192
あくねし 阿久根市	402	714	352	—	—
いずみし 出水市	2,500	3,480	1,000	36 〈—〉	—
さつませんだいし 薩摩川内市	10,384	6,171	405	— 〈36,400〉	305
ひおきし 日置市	12,850	2,400	2,000	8 〈—〉	—
くしきのし いちき串木野市	3,529	1,200	150	— 〈200〉	—
あいらし 始良市	2,598	—	534	— 〈227〉	1,183
ちよう さつま町	—	—	117	— 〈92〉	—
ながしまちよう 長島町	3,600	480	300	20 〈100〉	—

※上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を準備している。

鹿児島県及び関係市町における物資供給に関する協定

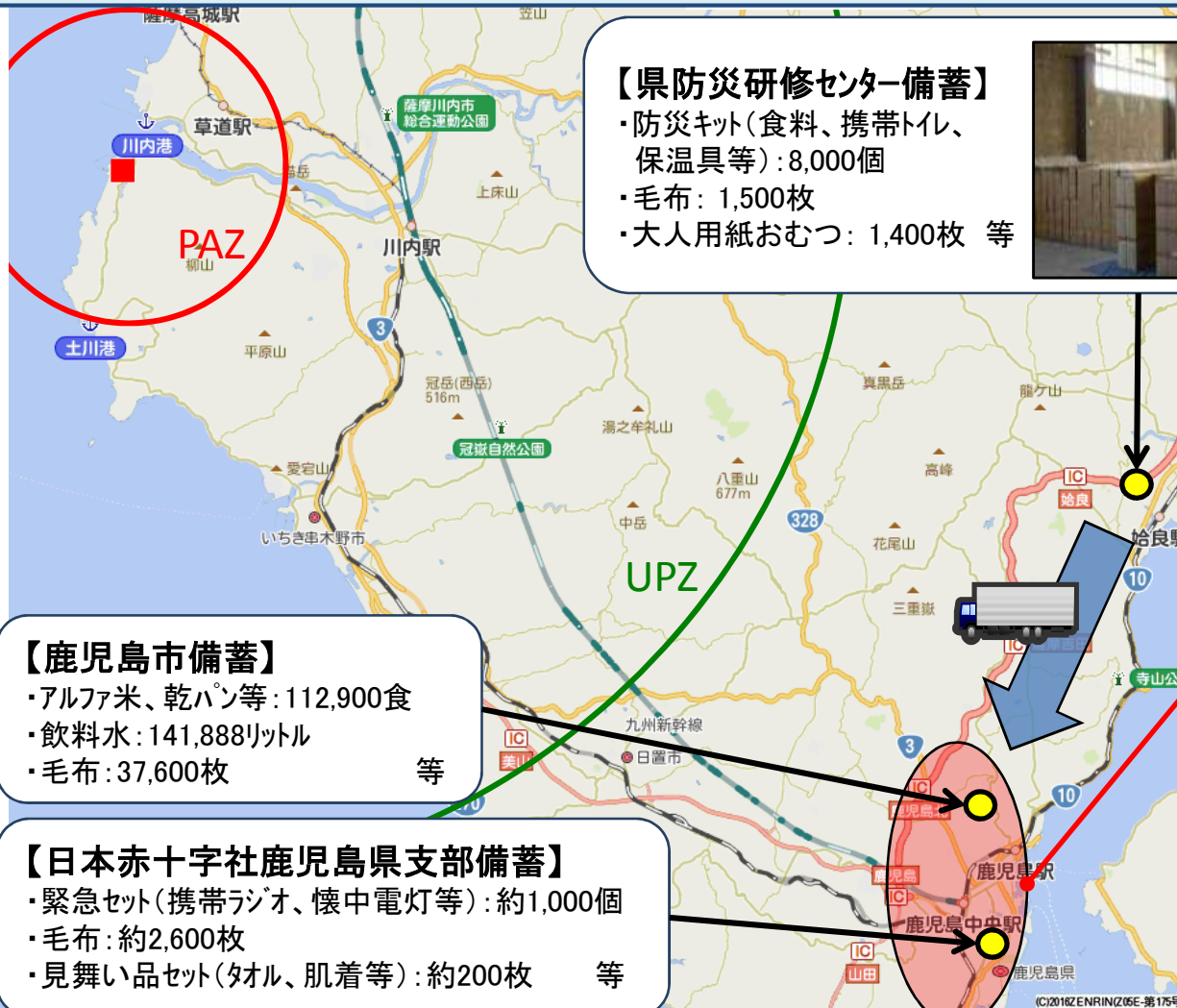
- 備蓄物資が不足する場合に備え、鹿児島県及び関係市町は「災害時における物資の供給等に関する協定」を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の締結状況

	協定の種類	内 容	締結民間企業等	市町名	締結民間企業等
鹿児島県	災害時における物資等の供給協力に関する協定	災害発生時における物資等の供給	(株)タイヨー、(株)南九州ファミリーマート、鹿児島県ハン工業協同組合、(株)山形屋、(株)山形屋ストア、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、イオン九州(株)、鹿児島県生活協同組合連合会、NPO法人コリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)セブンイレブン・ジャパン、鹿児島県置工業組合、南日本段ボール工業組合、特定非営利活動法人フードバンクかごしま	薩摩川内市	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、ワールドサンフーズ(株)、田中石油ガス(株)、九州おひさま発電(株)、鹿児島県LPガス協会川薩支部、NPO法人コリ災害対策センター
	緊急・救援物資等輸送に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)鹿児島県トラック協会	いちき串木野市	日之出紙器工業(株)、NPO法人コリ災害対策センター、鹿児島県LPガス協会川薩支部
	大規模災害時の支援活動等に関する協定	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等	鹿児島県石油商業組合	阿久根市	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、NPO法人コリ災害対策センター、(株)ソフィア、鹿児島県LPガス協会北薩支部
	災害時における緊急支援物資の保管及び荷役等の協力に関する協定	災害時における緊急支援物資の保管及び荷役等	鹿児島県倉庫協会	鹿児島市	(株)エコープ鹿児島、鹿児島県ハン工業協同組合、生活協同組合コープかごしま、(株)タイヨー、(株)ハルタ、(株)山形屋、(株)山形屋ストア、(株)南九州ファミリーマート、イオンストア九州(株)、イオン九州(株)、コカ・コーラウエスト(株)、サントリービバレッジサービス(株)、エスパックス(株)、日之出紙器工業(株)、(株)ニシムラ、(株)フタバ、平和リース(株)、NPO法人コリ災害対策センター、ミドリ安全(株)、鹿児島県LPガス協会
				出水市	NPO法人コリ災害対策センター、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、ワールドサンフーズ(株)、出水ダンボール(株)
				日置市	日之出紙器工業(株)、生活協同組合コープかごしま、NPO法人コリ災害対策センター、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、ワールドサンフーズ(株)
				始良市	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、ワールドサンフーズ(株)、鹿児島県LPガス協会始良霧島支部、(株)イクダハン、(株)ニシムラ、(株)ナフコホームプラザナフコ始良店、エス・パックス(株)、Jパックス(株)、イオンタウン(株)、イオン九州(株)、ヤマト運輸(株)鹿児島主管支店
			さつま町	鹿児島県LPガス協会川薩支部	
			長島町	NPO法人コリ災害対策センター、ワールドサンフーズ(株)、鹿児島県LPガス協会北薩支部	

PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZからの避難住民約4,524人の受入れ時には、鹿児島市の備蓄のほか、鹿児島県防災研修センター、日本赤十字社鹿児島県支部に備蓄された物資(食料等の生活用品)等を、鹿児島県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 鹿児島県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、鹿児島県又は関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



【県防災研修センター備蓄】

- ・防災キット(食料、携帯トイレ、保温具等): 8,000個
- ・毛布: 1,500枚
- ・大人用紙おむつ: 1,400枚 等



【鹿児島市備蓄】

- ・アルファ米、乾パン等: 112,900食
- ・飲料水: 141,888リットル
- ・毛布: 37,600枚 等

【日本赤十字社鹿児島県支部備蓄】

- ・緊急セット(携帯ラジオ、懐中電灯等): 約1,000個
- ・毛布: 約2,600枚
- ・見舞い品セット(タオル、肌着等): 約200枚 等

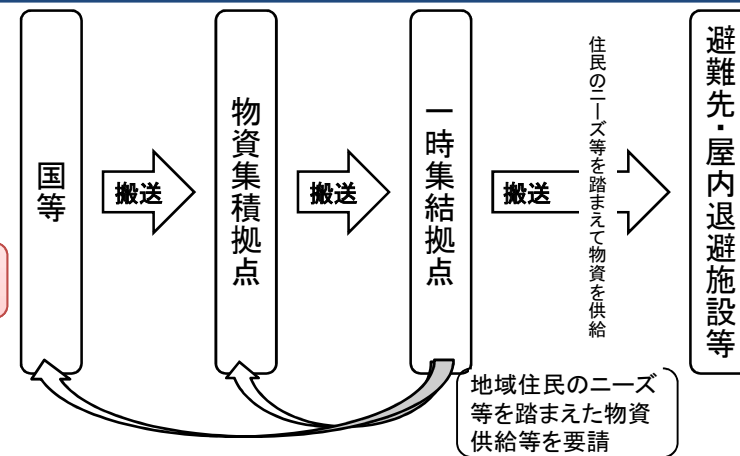
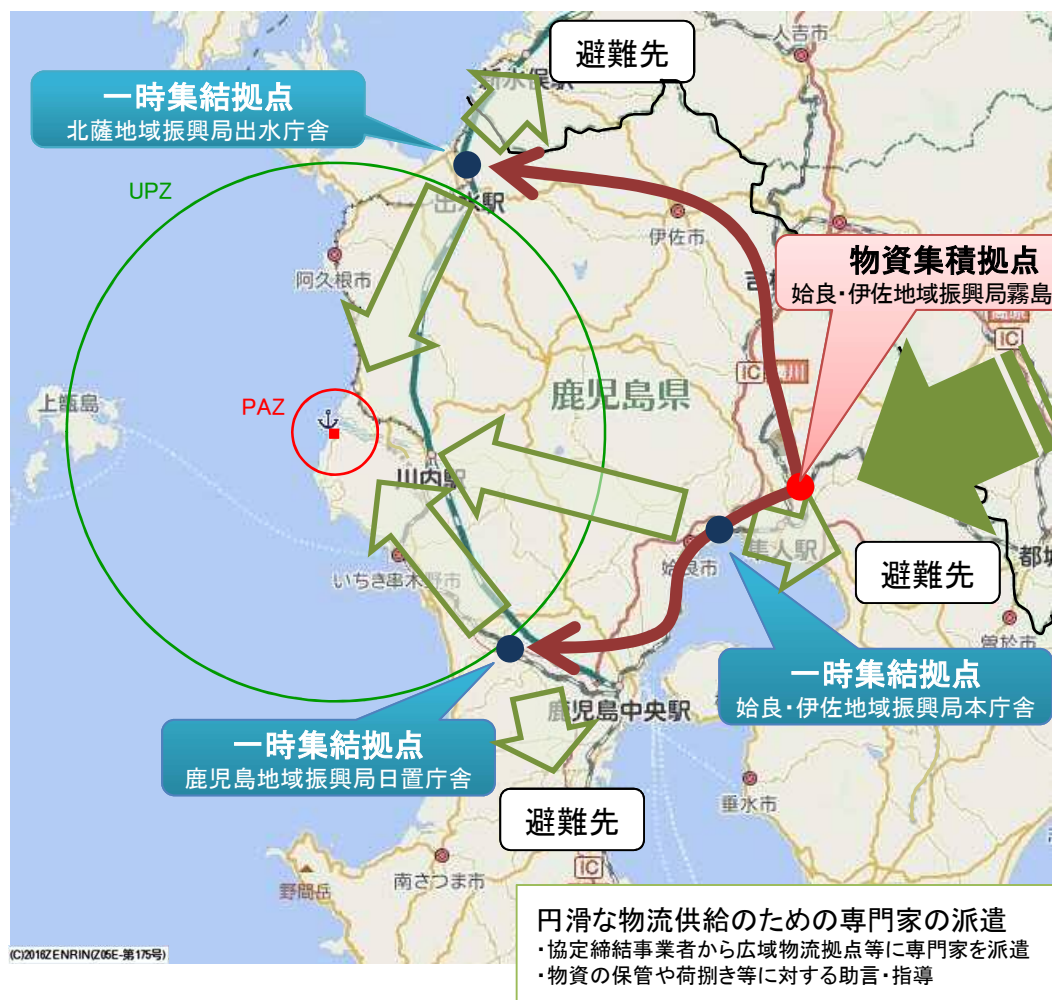
PAZ住民避難先

	避難施設	避難受入人数(人)
滄浪地区	総合体育センター-武道館	375
寄田地区	鹿児島県文化センター(宝山ホール)	285
水引地区	鹿児島県文化センター(宝山ホール)	436
	県立図書館本館	443
峰山地区	かごしま県民交流センター	1,685
	鹿児島県盲学校体育館	128
	開陽高等学校体育館	496
	鹿児島南高等学校体育館	676
合計		4,524

(※)平成29年4月1日現在

物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高め、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため、物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点では、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、3ヶ所の一時集結拠点到輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資を地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



物資集積拠点(始良・伊佐地域振興局霧島庁舎)

- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

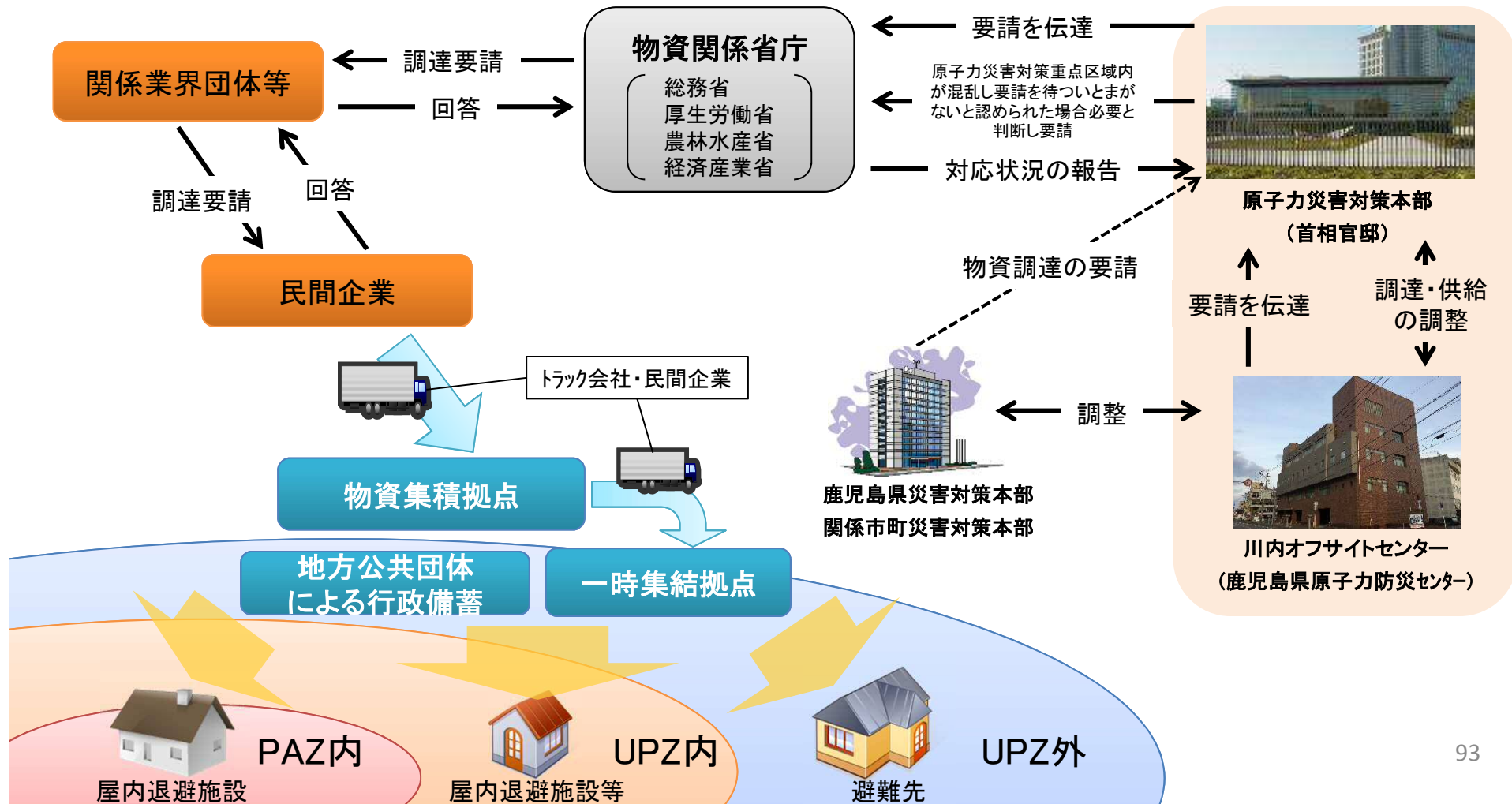
一時集結拠点(県地域振興局3庁舎)

- ・避難先住民や屋内退避住民への食糧・物資の供給
- ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)

※ 一時集結拠点は、放射線防護資機材の一時集結拠点と同じ場所に設置

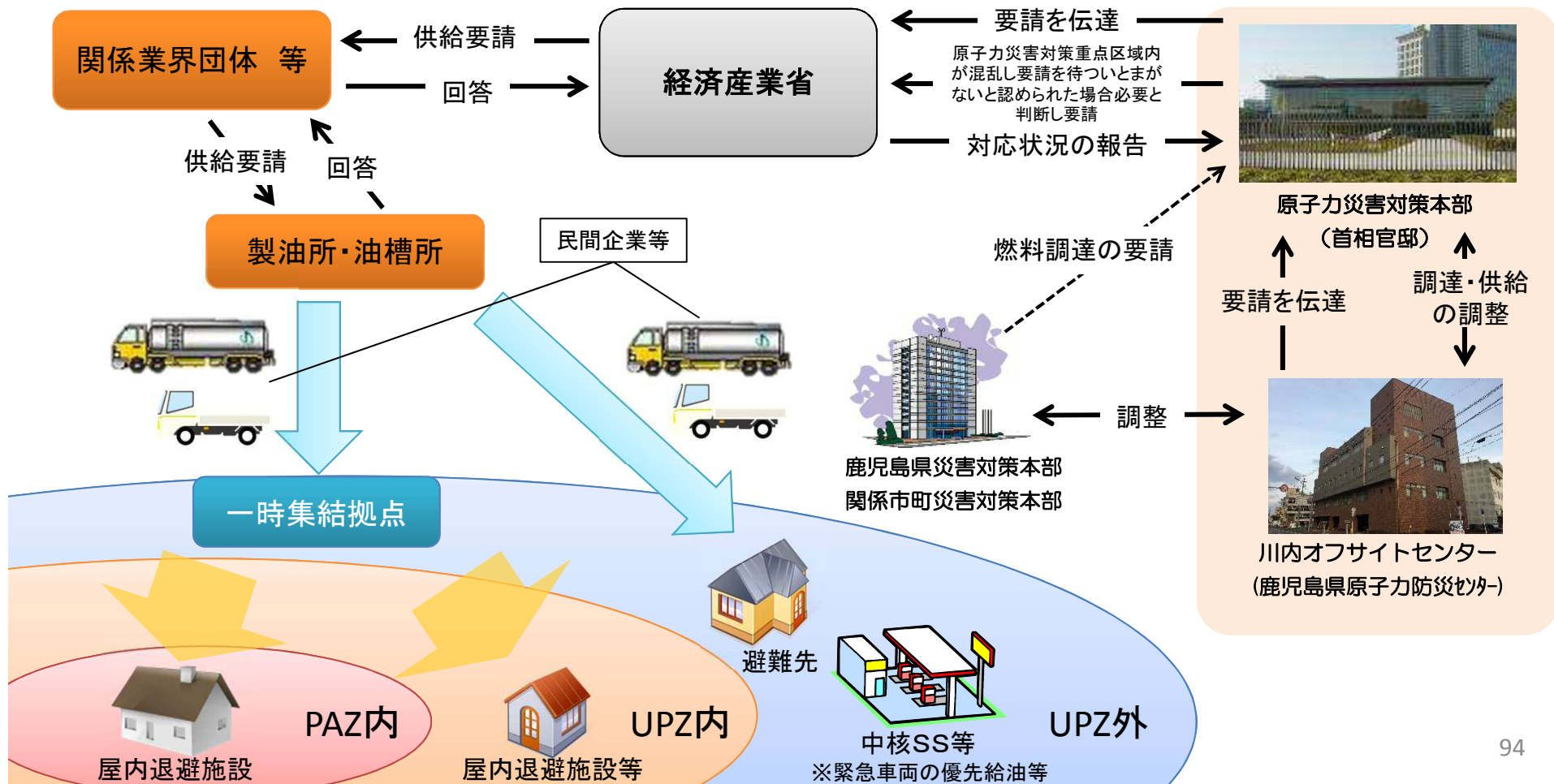
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 鹿児島県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、鹿児島県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、又は要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 鹿児島県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、鹿児島県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点又は屋内退避施設や避難先への搬送を行う。



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

➤ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

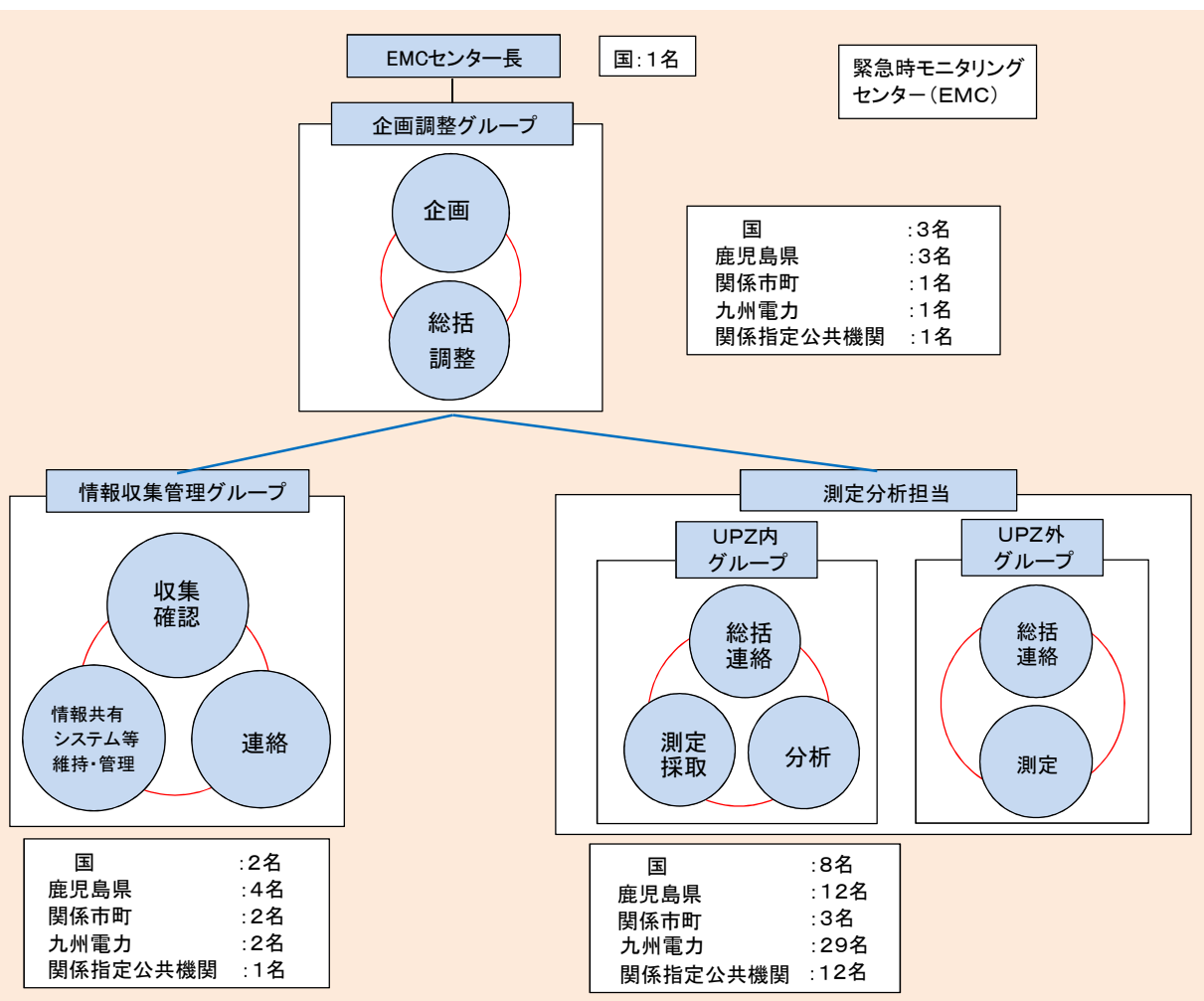
物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P93、94の体制に基づき実施。

8. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを川内オフサイトセンターに、測定分析担当を鹿児島県環境放射線監視センターに設置する。
- 川内原子力規制事務所に2名の上席放射線防災専門官を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

※ 国の要員は、国から委託を受けた民間の機関含む
 ※ 鹿児島県、関係市町及び九州電力の要員数は、鹿児島県のモニタリング計画等に基づく

川内地域における緊急時モニタリング体制

- 川内原子力発電所周辺9市町に、緊急時モニタリング地点81地点しもこしま(下甕島内の3地点及びPAZを除く)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 川内原子力発電所敷地境界6地点(原子力事業者)及びPAZ内16地点(鹿児島県)、合わせて22地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国が電力事業者の協力を得ながら、航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。

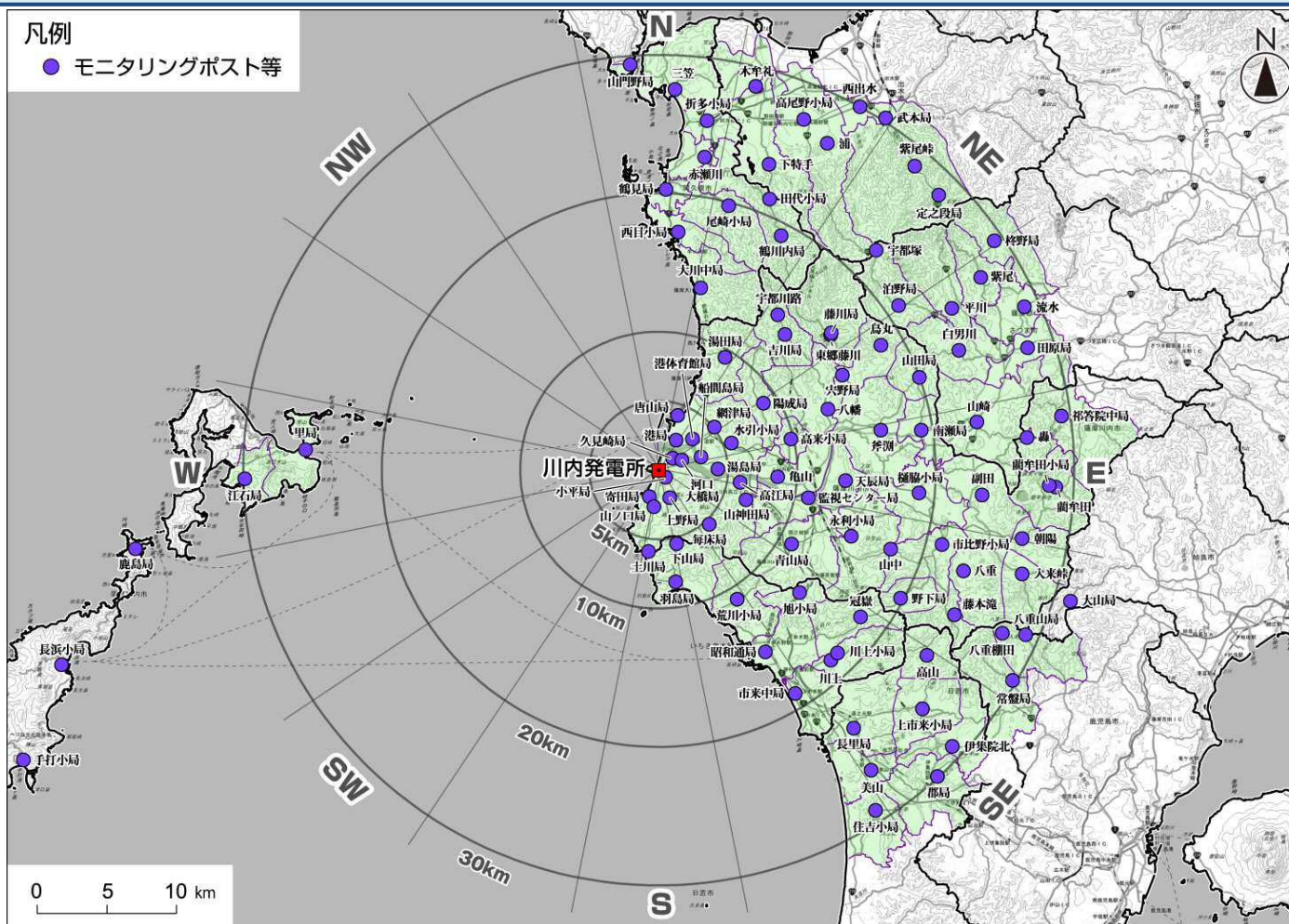


図 鹿児島県における既設固定観測局の設置場所

- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングポスト等(67局)及び電子式線量計(33箇所)で、川内原子力発電所周辺の放射線量を測定
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(14台)、GPS追従型線量率測定装置(30台)を配備
- モニタリングカー等
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)、その他、走行サーベイが可能なモニタリング車両を4台、可搬型モニタリングポストを運搬する専用車両を1台配備



モニタリングポスト【42局】
(非常用発電機装備)



モニタリングポスト【25局】
(ソーラ発電装備)



可搬型モニタリングポスト【14台】
(蓄電池装備, 携帯電話通信機能付)



GPS追従型線量率測定装置【30台】

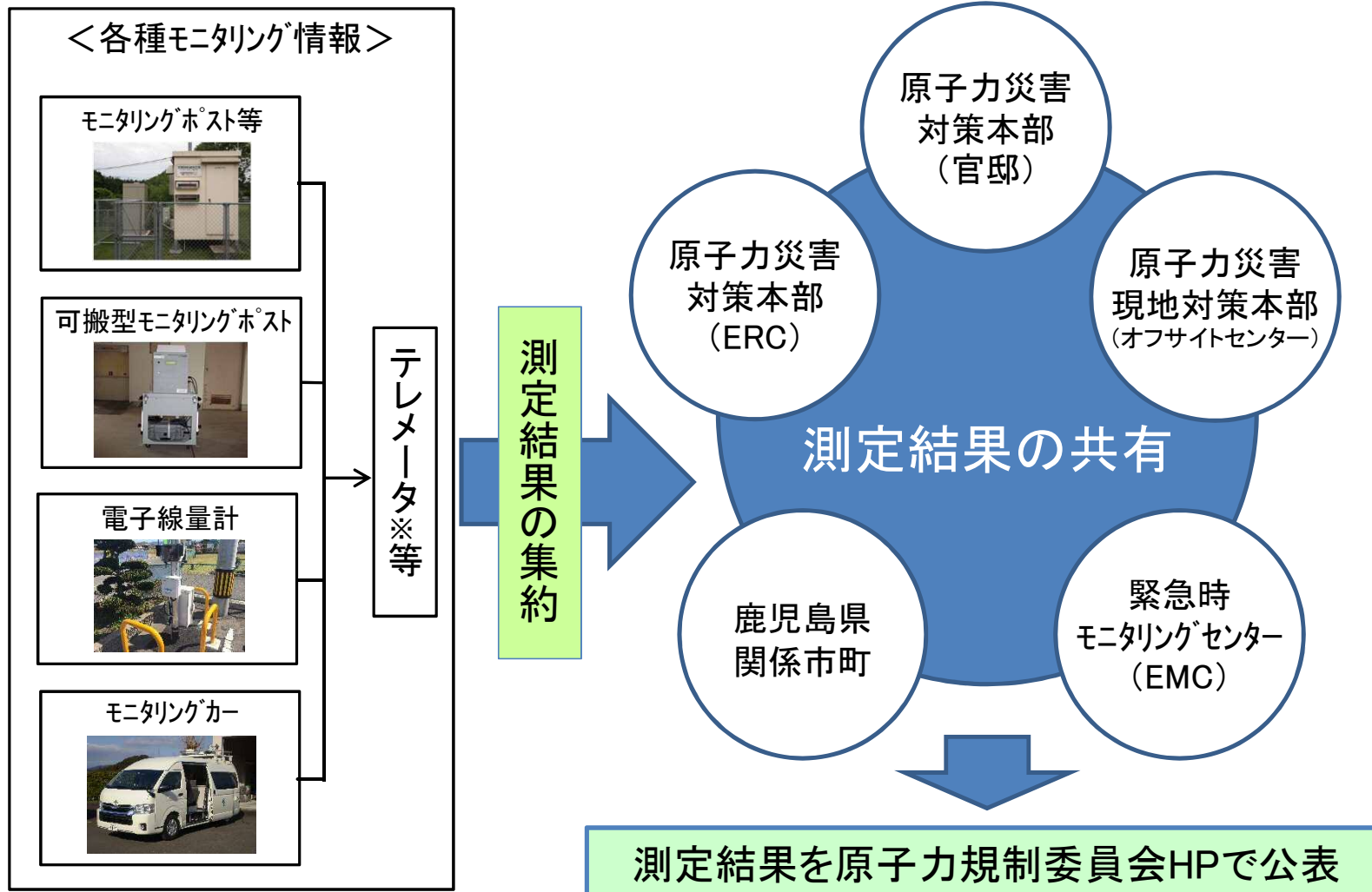


モニタリングカー【1台】



電子式線量計【33台】

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ:モニタリング情報収集装置

- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、鹿児島県が策定している「鹿児島県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定等を行う。

鹿児島県緊急時モニタリング計画

平成26年8月
【初版】

鹿児島県

参照の上、策定及び改定

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラーの設置・測定
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

<実施主体>

例)

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

<緊急時モニタリング計画>

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という。)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の要員及び保有資機材数 (鹿児島県及び九州電力を除く。)

	要員 (数)	可搬型モニタ リングポスト (台)	モニタリング カー(台)
国	14	40	9
道府県	956	248	39
電力事業者	588	47	33
関係指定 公共機関等	94	6	2

※ 各資機材については保有数を記載。

川内地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- モニタリングポスト等の実測値に基づいて、迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に緊急時モニタリング地点を設定する必要がある。
- 鹿児島県では、緊急時モニタリング地点81地点(下甕島3地点とPAZを除く)にモニタリングポスト等を設置し、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。なお、全てのモニタリングポスト等について非常用電源を装備しているほか、故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

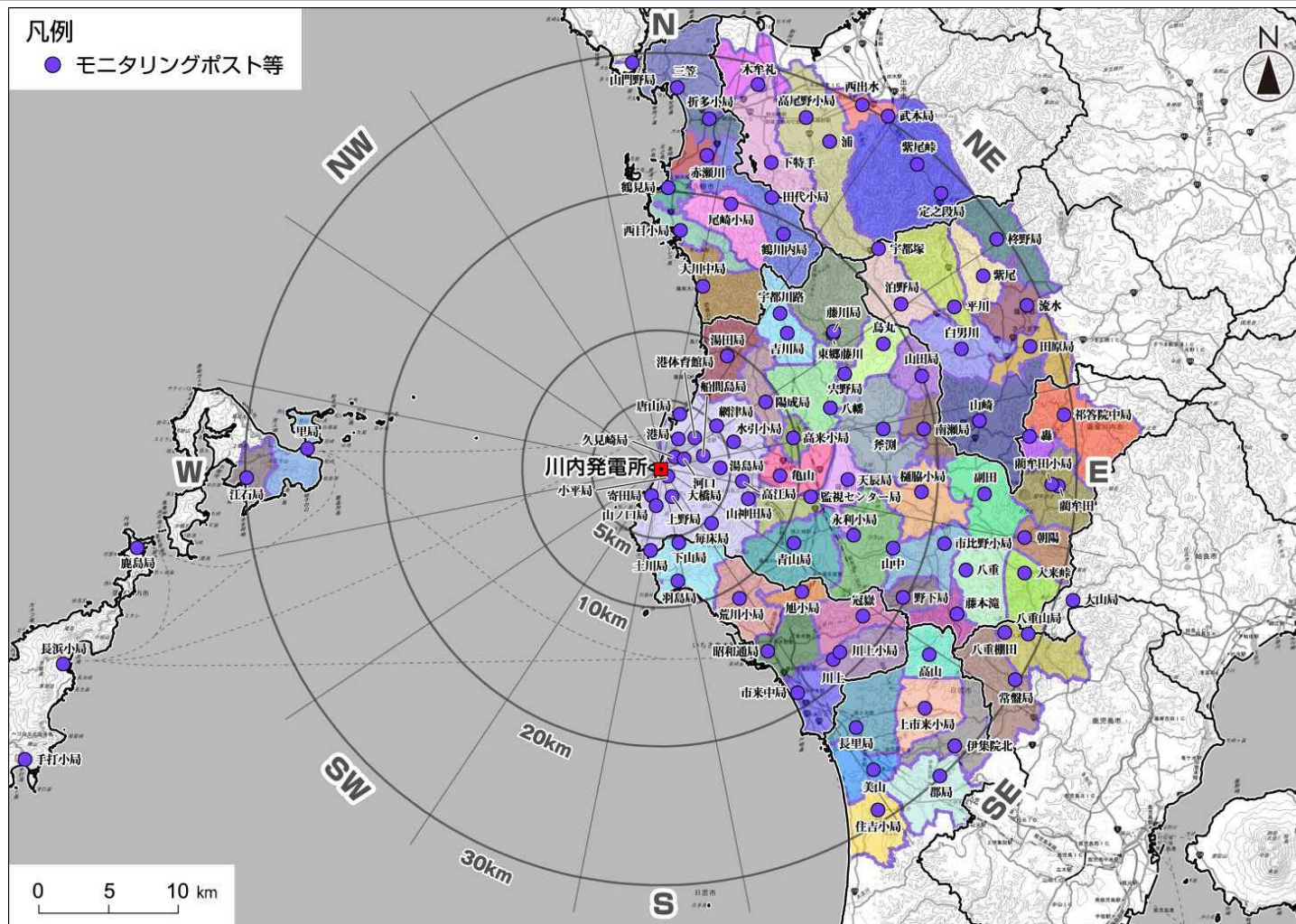


図 川内地域のモニタリングポスト等地点及び一時移転等の実施単位

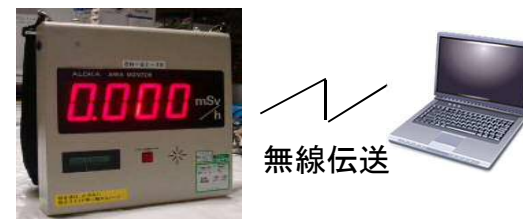
- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングポスト等(5局)で、発電所敷地境界付近の放射線量等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(5台)
- 可搬型エリアモニタ
 - ・施設敷地緊急事態に至った場合、可搬型エリアモニタを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(8台)の放射線量率を測定
- モニタリングカー及び可搬型放射能測定装置を搭載した専用車両
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)及びサーベイメータ等を搭載した専用車両(1台)を配備
- 可搬型放射能測定装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量率、放射線物質濃度を可搬型放射能測定装置(サーベイメータ等)で測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じてサーベイメータ等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングポスト等【5局】



可搬型モニタリングポスト【5台】
(衛星電話等による通信機能付)



可搬型エリアモニタ【8台】



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載した
専用車両【1台】



(サーベイメータ)

(ダストサンプラ)

車両に搭載する可搬型放射能測定装置の例

9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

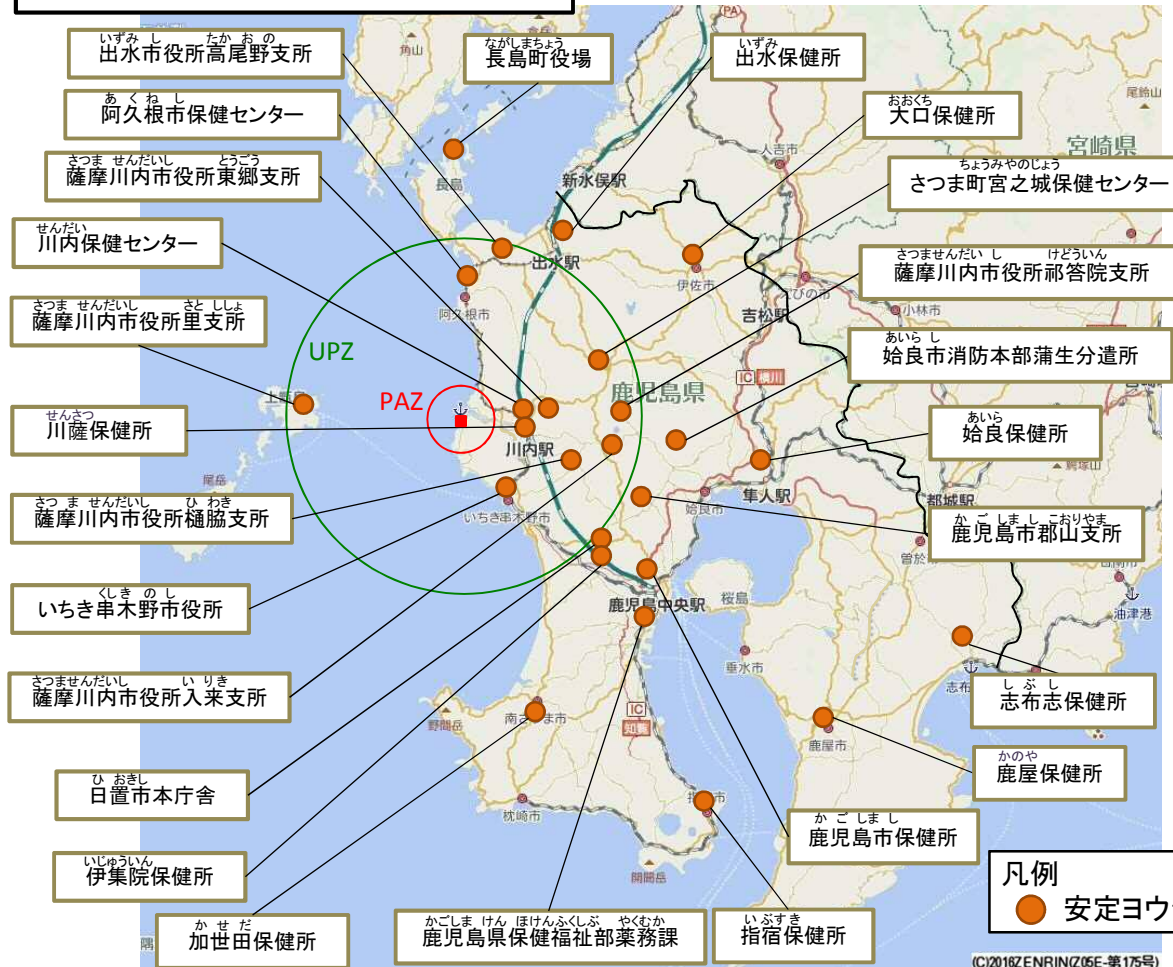
- 鹿児島県では、PAZ内住民を対象に30回の説明会と22回の配布会を実施し、平成29年11月19日現在、2,873人に事前配布を実施した。今後も継続して説明会を実施し、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。
- PAZ内すべての学校、保育園、病院、社会福祉施設に加え、希望する事業所にも安定ヨウ素剤の配備を実施。



避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、14箇所の関係市町施設及び11箇所の保健所等に合計約102万丸の丸剤と2,000gの粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約2万包を備蓄(平成30年2月現在)。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先よりUPZ内緊急配布場所※及び避難退域時検査場所へ搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- なお、UPZ内に居住し、障害や病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当する住民に対しては、平成30年度から事前配布を実施予定。

<安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

25箇所
〔関係市町施設: 14箇所
保健所等: 11箇所〕

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

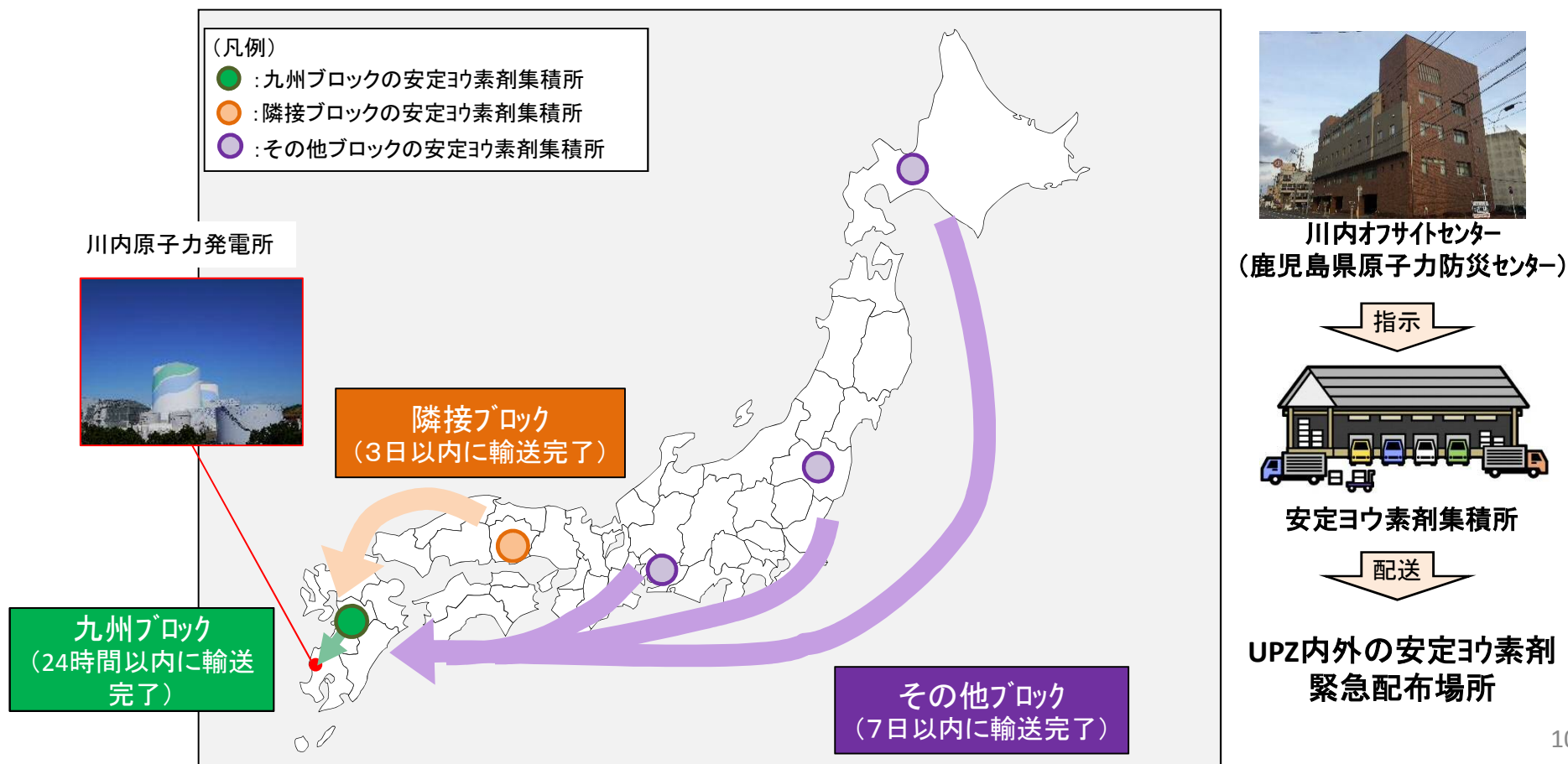
- ・UPZ内緊急配布場所※
- ・避難退域時検査場所

凡例
● 安定ヨウ素剤備蓄場所

※ 緊急配布場所として、UPZ内の避難経路上で公共施設等(12か所)をリストアップし、市町と協議中

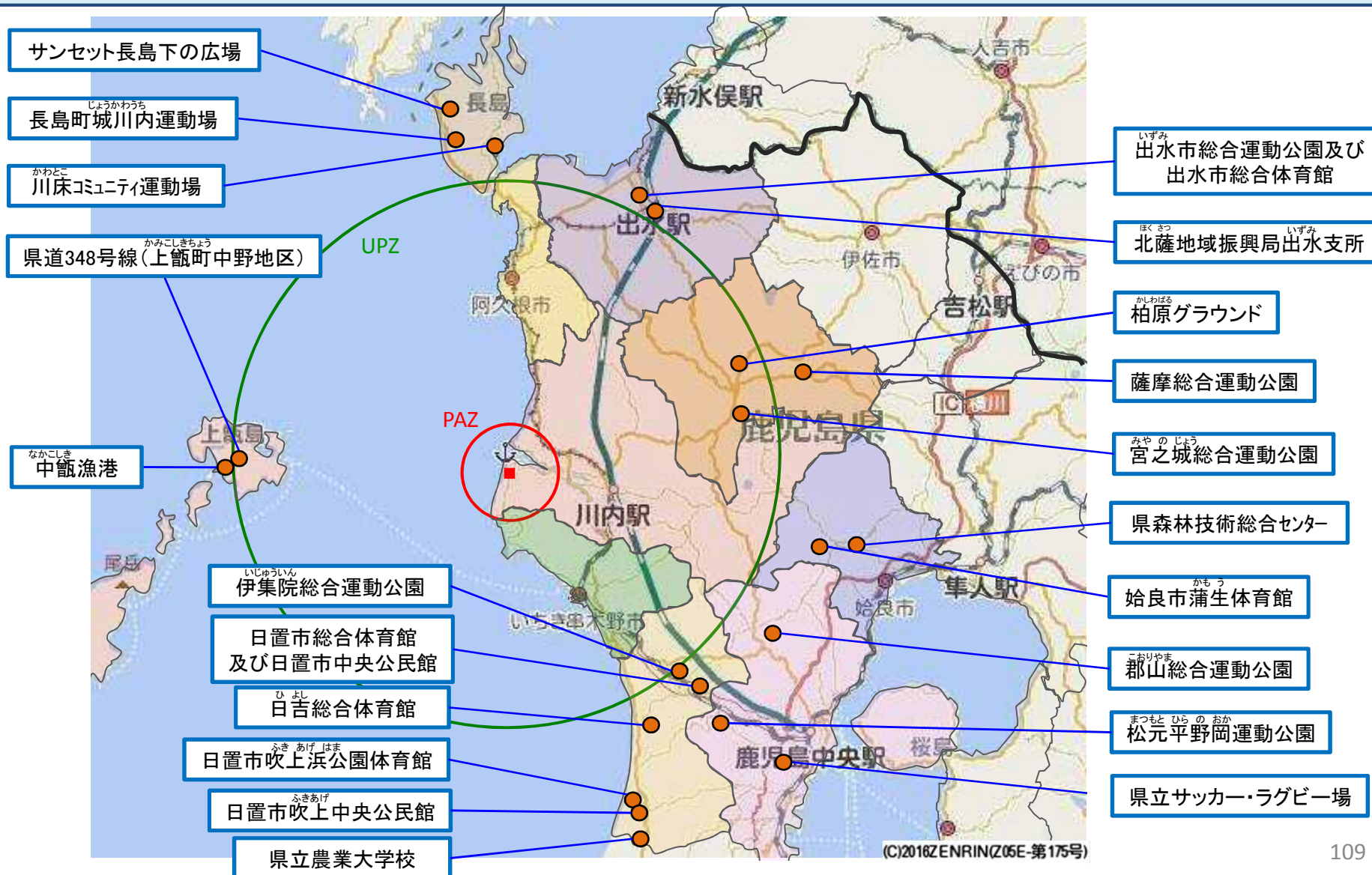
国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に平成30年度までに丸剤200万丸、平成31年度までに小児用ゼリー剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



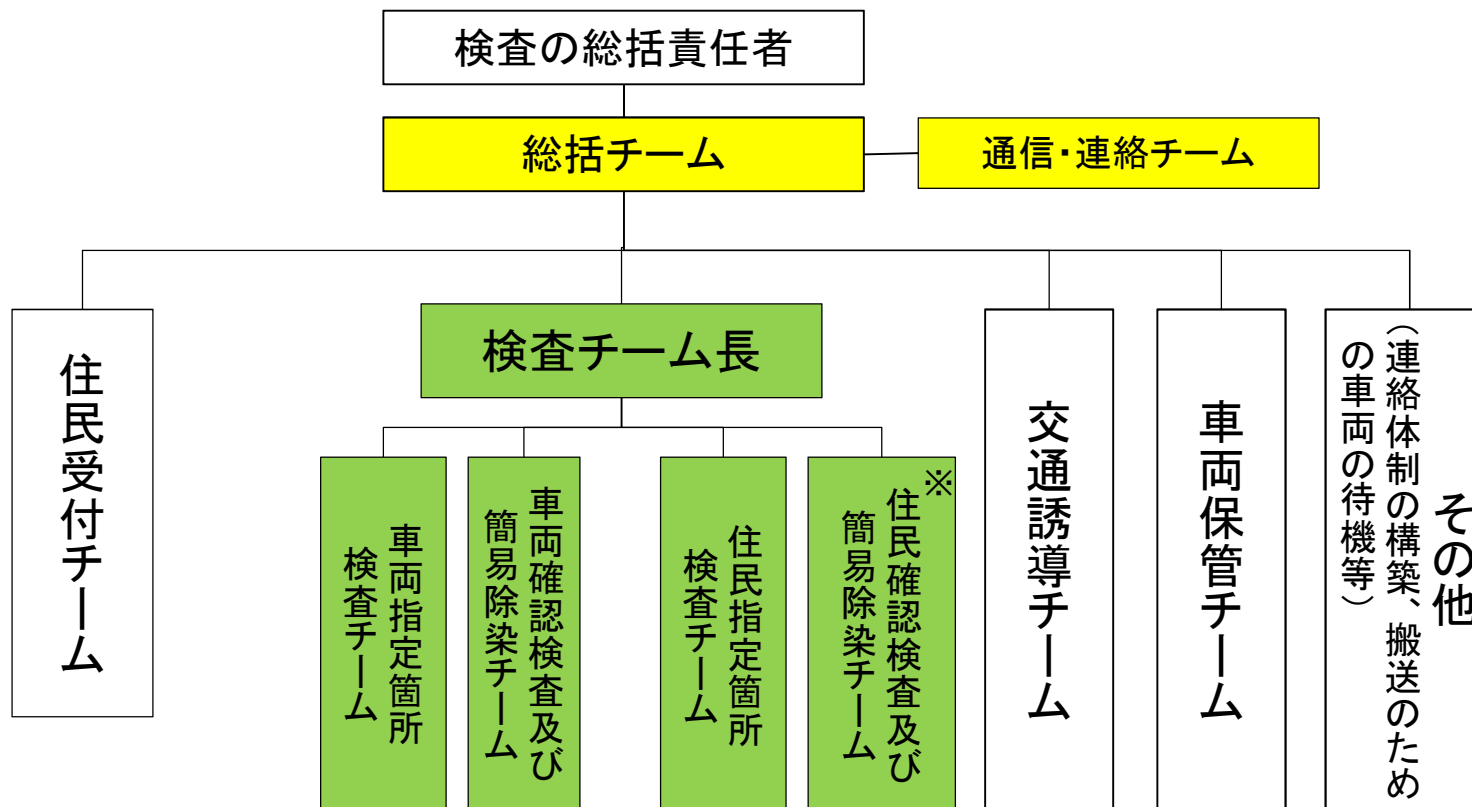
鹿児島県の避難退域時検査場所の候補地

➤ 鹿児島県では、緊急時の避難を円滑に行うため、30Km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、候補地をあらかじめ準備。



- 避難退域時検査場所は、鹿児島県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、900人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

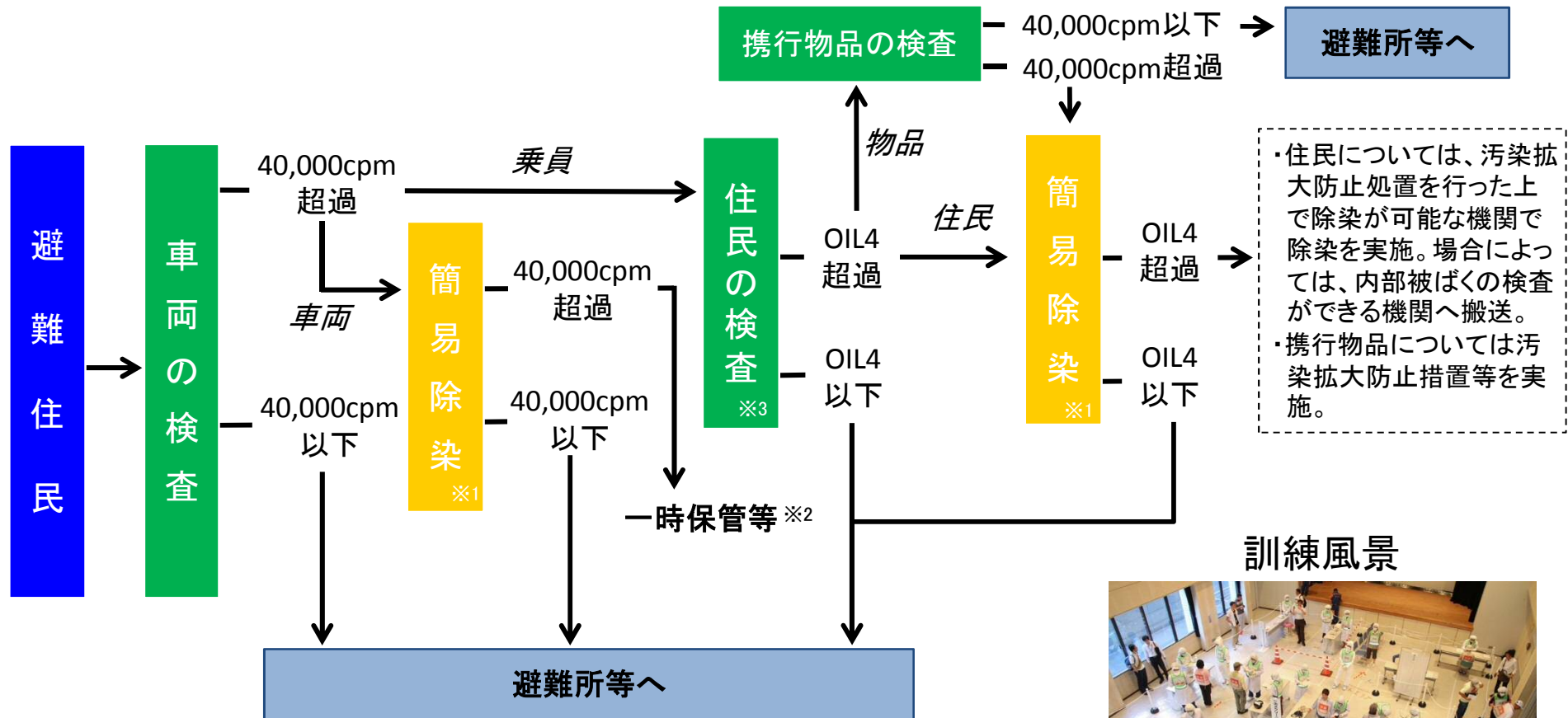
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



・住民については、汚染拡大防止処置を行った上で除染が可能な機関で除染を実施。場合によっては、内部被ばくの検査ができる機関へ搬送。
 ・携行物品については汚染拡大防止措置等を実施。

訓練風景



- ※1 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※2 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。
- ※3 乗員の代表者の検査を行い、代表者がOIL4超過の場合には乗員全員の検査を行う。

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター及び
原子力災害医療・総合支援センター** ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学
法人長崎大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定
【1医療機関(鹿児島大学病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 ※県が登録
【15医療機関(鹿児島市立病院、鹿児島医療センター他)・16機関(県内各保健所他)】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

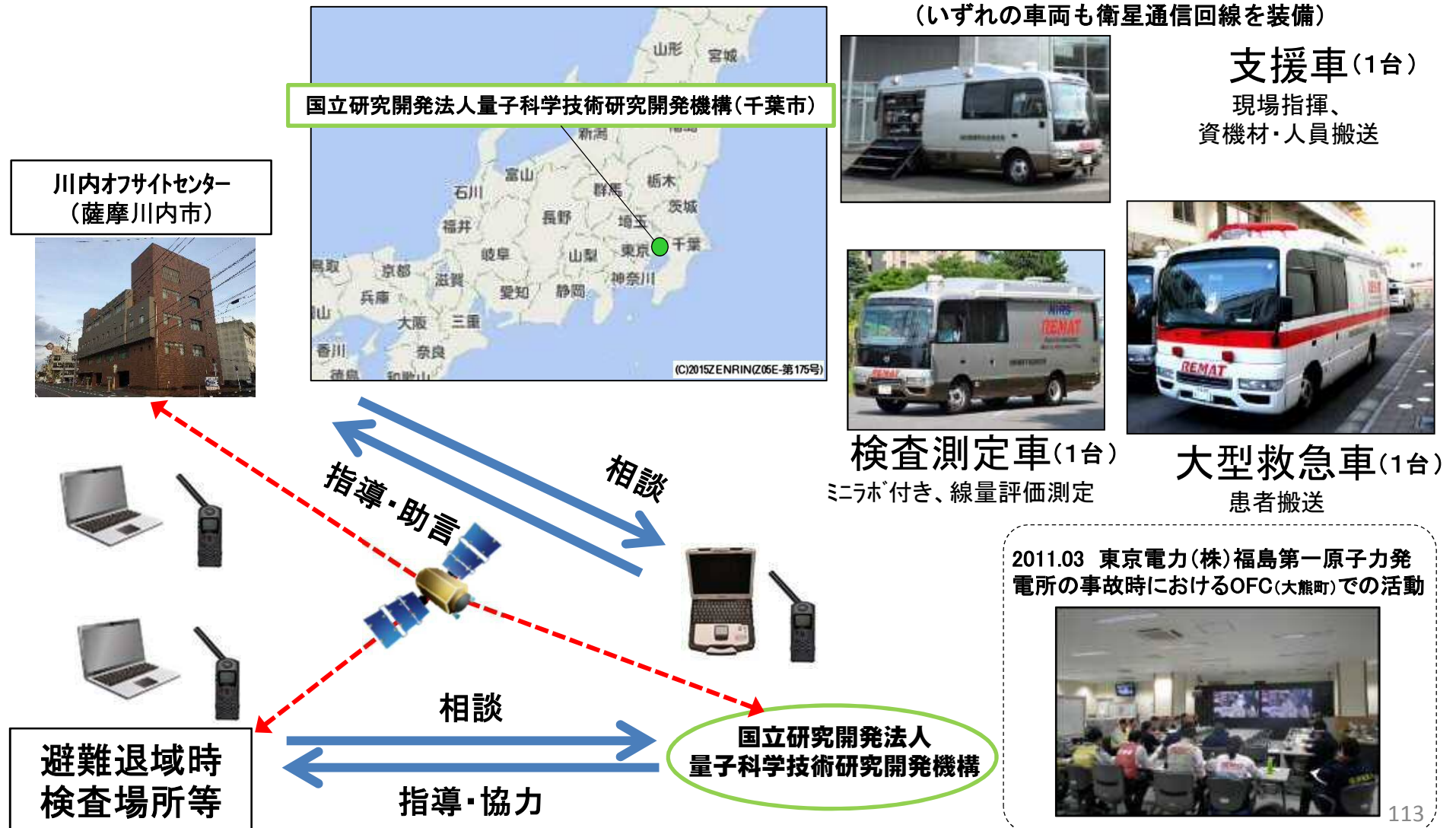


※本地図は鹿児島本土のみの協力機関を記載しているが、その他、種子島医療センター及び県立大島病院も含まれる。

- (凡例)
- : 原子力災害拠点病院
 - : 原子力災害医療協力機関 (医療機関のみ)
 - : その他、被ばく医療対策施設

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)



(C)2016ZENRINZ(06E-第175号)

2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築

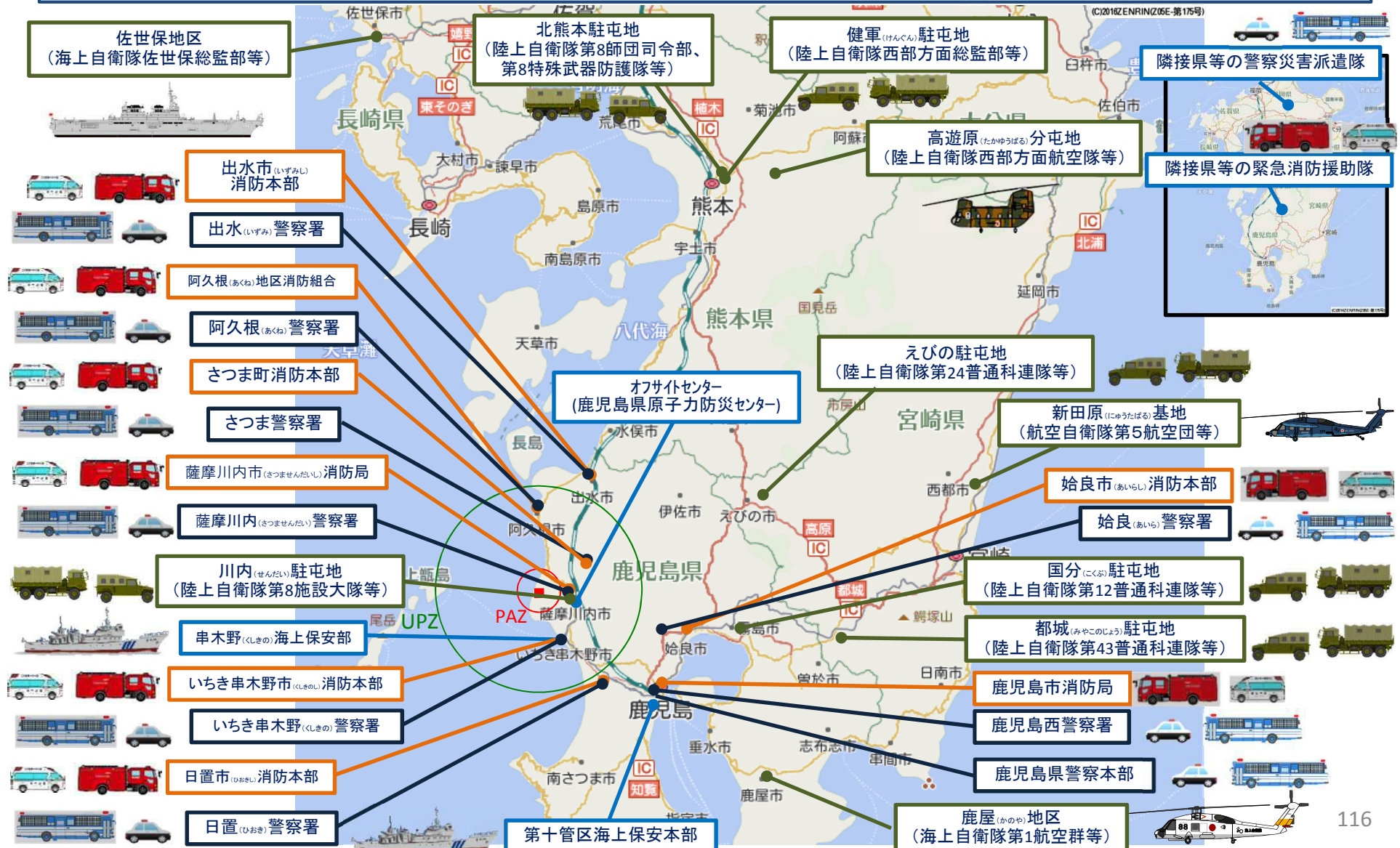


緊急時モニタリング

10. 国の実動組織の支援体制

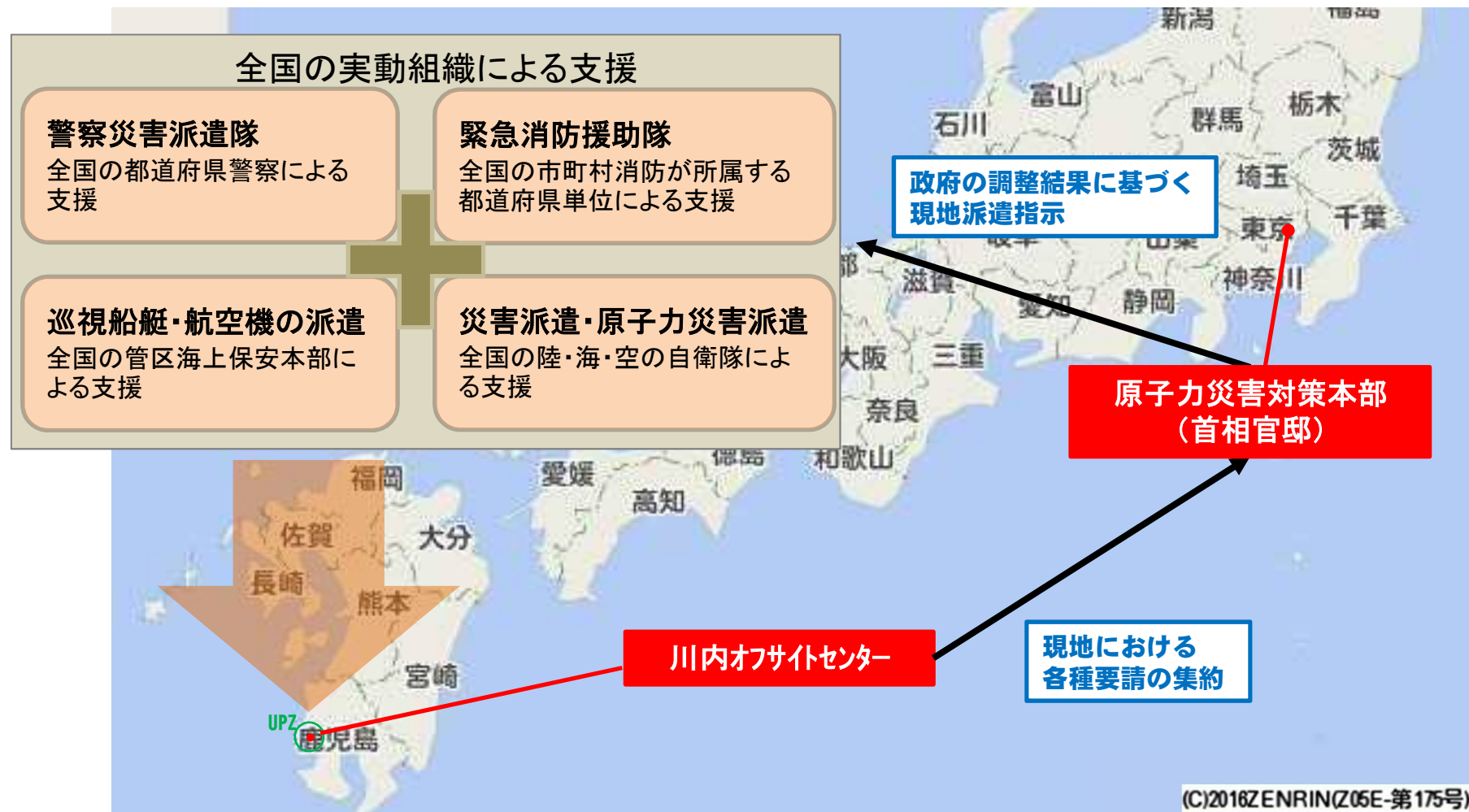
川内地域周辺の主な実動組織の所在状況

➤ 不測の事態の場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



実動組織の広域支援体制

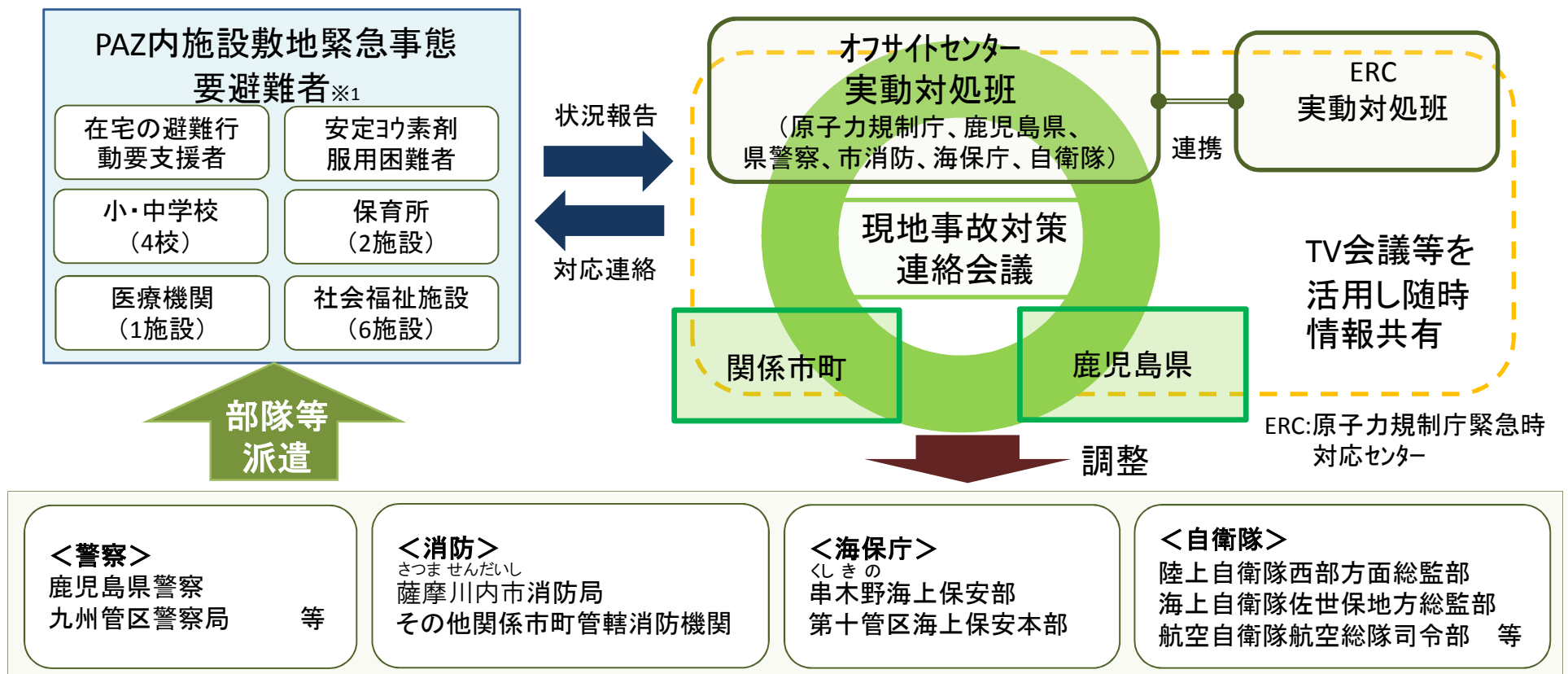
- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、鹿児島県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

➤ 施設敷地緊急事態に至った場合に施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

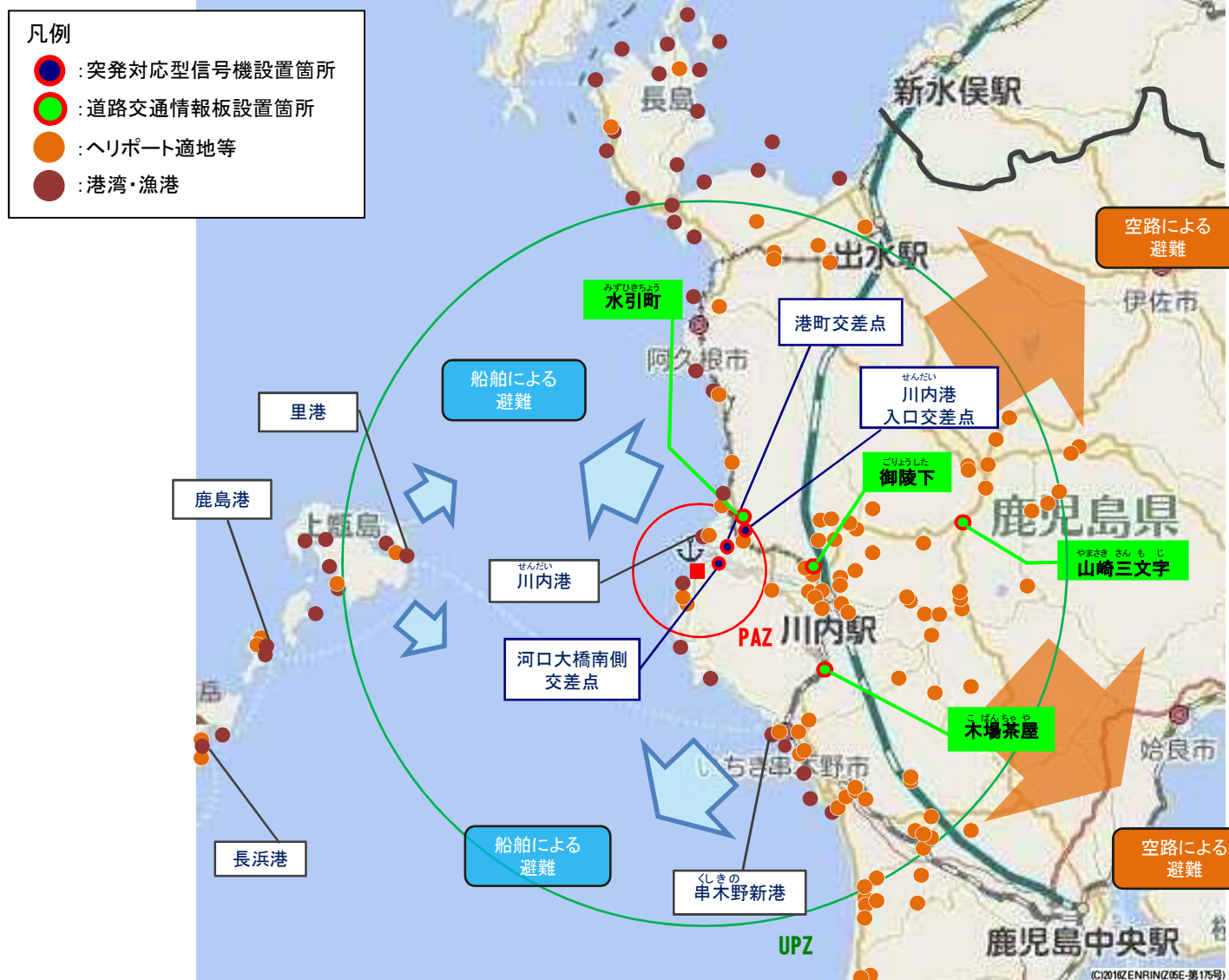
※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
→ 不測の事態における鹿児島県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象
※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報収集

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、車両による避難ができない場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 鹿児島県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

